

令和 7 年 9 月湖西市議会定例会

# 議 案 書

# 議 案 一 覧 表

(令和 7 年 9 月 湖西市議会定例会)

| 議 案 番 号  | 件 名                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------|
| 議案第 64 号 | 湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて                            |
| 議案第 65 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて                            |
| 議案第 66 号 | 湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について       |
| 議案第 67 号 | 湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 68 号 | 湖西市税条例の一部を改正する条例制定について                                  |
| 議案第 69 号 | 湖西市下水道条例の一部を改正する条例制定について                                |
| 議案第 70 号 | 湖西市給水条例の一部を改正する条例制定について                                 |
| 議案第 71 号 | 令和 6 年度知波田配水場更新工事の工事請負契約の一部変更について                       |
| 議案第 72 号 | 売買代金返還請求控訴事件における和解について                                  |
| 議案第 73 号 | 浜名学園組合規約の変更について                                         |
| 議案第 74 号 | 市道の路線の変更について                                            |
| 議案第 75 号 | 令和 7 年度湖西市一般会計補正予算 (第 3 号)                              |
| 議案第 76 号 | 令和 7 年度湖西市一般会計補正予算 (第 4 号)                              |

| 議 案 番 号  | 件 名                                 |
|----------|-------------------------------------|
| 議案第 77 号 | 令和 7 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）   |
| 議案第 78 号 | 令和 7 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）     |
| 議案第 79 号 | 令和 7 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）  |
| 議案第 80 号 | 令和 7 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）      |
| 議案第 81 号 | 令和 6 年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について          |
| 議案第 82 号 | 令和 6 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 議案第 83 号 | 令和 6 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 議案第 84 号 | 令和 6 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 議案第 85 号 | 令和 6 年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について         |
| 議案第 86 号 | 令和 6 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について    |
| 議案第 87 号 | 令和 6 年度湖西市病院事業会計決算認定について            |

日程第 1

会議録署名議員の指名

15 番            荻 野 利 明

16 番            馬 場     衛

令和 7 年 8 月 29 日

湖西市議会議長   神 谷 里 枝

## 日程第 2

### 会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 10 月 2 日までの 35 日間とする。

令和 7 年 8 月 29 日

湖西市議会議長 神 谷 里 枝

議案第 64 号

湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

氏 名 西川 倫予

議案第 65 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

氏 名 疋田 行彦

## 議案第 66 号

# 湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成 6 年湖西市条例第 20 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

## 湖西市条例第 号

# 湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成 6 年湖西市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 10 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 13 条及び第 14 条中「541 円」を「586 円」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙に



については、なお従前の例による。

## 議案第 67 号

# 湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年湖西市条例第 5 号）及び湖西市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年湖西市条例第 6 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

## 湖西市条例第 号

# 湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 1 条 湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年湖西市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 22 条の 2 任命権者は、湖西市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年湖西市条例第 6 号。以下この条において「育休条例」という。）第 20 条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る申出職員の意向を確認するための措置
  - (3) 育休条例第 20 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
  - (3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 2 条 湖西市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年湖西市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 17 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2

項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第17条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第17条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第17条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第17条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第17条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第18条第1項中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第 19 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 19 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の  
条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例第 2 条の規定による改正後の湖西市職員の育児休業等に関する条例第 17 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、この条例第 1 条の規定による改正後の湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 22 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

## 議案第 68 号

### 湖西市税条例の一部を改正する条例制定について

湖西市税条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

### 湖西市税条例の一部を改正する条例

湖西市税条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則に次の 1 条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第 26 条 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 92 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）の 0.35 グラムをもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもつて紙巻たばこの 20 本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、

適用しない。

- (1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

## 附 則

### （施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則に 1 条を加える改正規定及び附則第 3 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### （市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の湖西市税条例（以下「新条例」という。）第 34 条の 2 及び第 36 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 36 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の湖西市税条例（以下「旧条例」という。）第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。



(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、附則第1条ただし書の規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第26条第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、湖西市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第26条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 湖西市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第26条第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第26条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

## 議案第 69 号

# 湖西市下水道条例の一部を改正する条例制定について

湖西市下水道条例（平成 12 年湖西市条例第 39 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

## 湖西市条例第 号

# 湖西市下水道条例の一部を改正する条例

湖西市下水道条例（平成 12 年湖西市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 70 号

### 湖西市給水条例の一部を改正する条例制定について

湖西市給水条例（平成 10 年湖西市条例第 11 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

湖西市条例第 号

### 湖西市給水条例の一部を改正する条例

湖西市給水条例（平成 10 年湖西市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 71 号

### 令和 6 年度知波田配水場更新工事の工事請負契約の一部変更について

下記のとおり工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

#### 記

##### （変更前）

- |          |                                        |
|----------|----------------------------------------|
| 1 契約の目的  | 令和 6 年度知波田配水場更新工事                      |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札                                 |
| 3 契約の金額  | 239,800,000 円                          |
| 4 契約の相手方 | 湖西市梅田 610 番地<br>株式会社山下組<br>代表取締役 山下 菊大 |

##### （変更後）

- |          |                                        |
|----------|----------------------------------------|
| 1 契約の目的  | 令和 6 年度知波田配水場更新工事                      |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札                                 |
| 3 契約の金額  | 239,668,000 円                          |
| 4 契約の相手方 | 湖西市梅田 610 番地<br>株式会社山下組<br>代表取締役 山下 菊大 |

## 売買代金返還請求控訴事件における和解について

東京高等裁判所令和 6 年（ネ）第 5664 号売買代金返還請求控訴事件について、下記のとおり和解したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

### 記

- 1 事件名 東京高等裁判所令和 6 年（ネ）第 5664 号売買代金返還請求控訴事件
- 2 当事者 被控訴人 湖西市  
控訴人 ユニクラフトナグラ（株）
- 3 和解内容
  - (1) 控訴人と被控訴人は、令和元年 11 月 1 日付けで締結した土地売買仮契約書（以下「本件売買契約書」という。）の第 10 条から第 18 条まで、第 21 条及び第 22 条、第 33 条の各条項について当事者間の合意により削除し、今後、効力を有しないものとする。
  - (2) 控訴人と被控訴人は、(1)の変更を除き、本件売買契約書のその他の各条項は引き続き効力を有するものとする。
  - (3) 控訴人と被控訴人は、令和元年 12 月 11 日付け売買契約に基づき売買された不動産（以下「本件不動産」という。）につきなされた静岡地方法務局浜松支局令和 2 年 3 月 31 日受付第 16760 号買戻特約設定登記を、両当事者の合意によりその効力を消滅させ、買戻特約に基づく買戻権を行使しないことを相互に確認する。
  - (4) 被控訴人は、控訴人に対し、本件不動産につきなされた静岡地方法務局浜松

支局令和 2 年 3 月 31 日受付第 16760 号買戻特約設定登記について今回の和解による買戻権放棄を原因とする抹消登記手続をする。登記手続費用は控訴人の負担とする。

- (5) 控訴人は、本件に係る和解条項記載の内容以外の請求を放棄する。
- (6) 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は、第 1 審及び第 2 審を通じて各自の負担とする。

#### 4 和解理由

本件については、東京高等裁判所から和解勧告がなされ、これを受け控訴人から提示された和解内容が、第 1 審で被控訴人が提示したものと同様のものであったこと及びこの和解により控訴人と被控訴人との間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものである。

## 議案第 73 号

### 浜名学園組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、浜名学園組合規約（昭和 45 年 7 月 23 日静岡県指令地第 463 号）を次のとおり変更する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

### 浜名学園組合規約の一部を変更する規約

浜名学園組合規約（昭和 45 年 7 月 23 日静岡県指令地第 463 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 3 号中「第 5 条第 14 項」を「第 5 条第 15 項」に改め、同条第 4 号中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 19 項」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

## 議案第 74 号

### 市道の路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線の変更をしたいので、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

| 路 線 名      | 新旧別 | 起 点             | 終 点              | 重要な経過地 |
|------------|-----|-----------------|------------------|--------|
| 大畑ヶ鵜殿 3 号線 | 旧   | 湖西市鷺津字広谷        | 湖西市鷺津字広谷         |        |
|            | 新   | 湖西市鷺津字広谷        | 湖西市鷺津字広谷         |        |
| 新居 12 号線   | 旧   | 湖西市新居町新居字<br>向島 | 湖西市新居町中之郷字<br>東海 |        |
|            | 新   | 湖西市新居町新居字<br>向島 | 湖西市新居町中之郷字<br>東海 |        |



## 令和 7 年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 100,900 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,583,451 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款       | 項       | 補正前の額      | 補 正 額   | 計          |
|---------|---------|------------|---------|------------|
|         |         | 千円         | 千円      | 千円         |
| 1       | 市税      | 12,171,422 | 43,800  | 12,215,222 |
|         | 2 固定資産税 | 6,300,355  | 43,800  | 6,344,155  |
| 22      | 市債      | 3,769,500  | 57,100  | 3,826,600  |
|         | 1 市債    | 3,769,500  | 57,100  | 3,826,600  |
| 歳 入 合 計 |         | 29,482,551 | 100,900 | 29,583,451 |

歳 出

| 款       | 項     | 補正前の額      | 補 正 額   | 計          |
|---------|-------|------------|---------|------------|
|         |       | 千円         | 千円      | 千円         |
| 9       | 消防費   | 4,999,244  | 100,900 | 5,100,144  |
|         | 1 消防費 | 4,999,244  | 100,900 | 5,100,144  |
| 歳 出 合 計 |       | 29,482,551 | 100,900 | 29,583,451 |

第2表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

| 起債の<br>目 的      | 変 更 前     |            |                                                                                                                                                  | 変 更 後     |            |                                                                                                                                                  | 償還の<br>方 法                                                                                                          |
|-----------------|-----------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | 限 度 額     | 起債の<br>方 法 | 利 率                                                                                                                                              | 限 度 額     | 起債の<br>方 法 | 利 率                                                                                                                                              |                                                                                                                     |
| 湖西市消防防災センター建設事業 | 1,807,000 | 証 書<br>借入等 | 5.0 % 以<br>内 (ただ<br>し、利率<br>見直し方<br>式で借り<br>入れる政<br>府資金及<br>び地方公<br>共団体金<br>融機構資<br>金につい<br>て、利率<br>の見直し<br>を行った<br>後におい<br>ては当該<br>見直し後<br>の利率) | 1,864,100 | 証 書<br>借入等 | 5.0 % 以<br>内 (ただ<br>し、利率<br>見直し方<br>式で借り<br>入れる政<br>府資金及<br>び地方公<br>共団体金<br>融機構資<br>金につい<br>て、利率<br>の見直し<br>を行った<br>後におい<br>ては当該<br>見直し後<br>の利率) | 借入先の<br>融資条件<br>による。<br>ただし、<br>市財政の<br>都合によ<br>り償還期<br>限を短縮<br>し、若し<br>くは繰上<br>償還又は<br>低利に借<br>り換える<br>ことができ<br>る。 |

## 令和 7 年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 266,512 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,849,963 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

第 4 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 4 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款       | 項         | 補正前の額      | 補 正 額   | 計          |
|---------|-----------|------------|---------|------------|
|         |           | 千円         | 千円      | 千円         |
| 15      | 国庫支出金     | 3,449,113  | 32,930  | 3,482,043  |
|         | 2 国庫補助金   | 734,804    | 31,562  | 766,366    |
|         | 3 委託金     | 55,089     | 1,368   | 56,457     |
| 16      | 県支出金      | 1,869,653  | 1,589   | 1,871,242  |
|         | 2 県補助金    | 773,993    | 1,589   | 775,582    |
| 19      | 繰入金       | 2,911,696  | 218,232 | 3,129,928  |
|         | 1 基金繰入金   | 2,911,689  | 166,608 | 3,078,297  |
|         | 2 特別会計繰入金 | 7          | 51,624  | 51,631     |
| 21      | 諸収入       | 1,194,382  | 5,261   | 1,199,643  |
|         | 6 雑入      | 776,918    | 5,261   | 782,179    |
| 22      | 市債        | 3,826,600  | 8,500   | 3,835,100  |
|         | 1 市債      | 3,826,600  | 8,500   | 3,835,100  |
| 歳 入 合 計 |           | 29,583,451 | 266,512 | 29,849,963 |

歳 出

| 款  | 項           | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|----|-------------|-----------|--------|-----------|
|    |             | 千円        | 千円     | 千円        |
| 1  | 議会費         | 178,915   | 831    | 179,746   |
|    | 1 議会費       | 178,915   | 831    | 179,746   |
| 2  | 総務費         | 3,097,968 | 37,536 | 3,135,504 |
|    | 1 総務管理費     | 2,328,758 | 6,030  | 2,334,788 |
|    | 2 徴税費       | 514,612   | 30,090 | 544,702   |
|    | 3 戸籍住民基本台帳費 | 131,193   | 1,416  | 132,609   |
| 3  | 民生費         | 7,792,686 | 11,773 | 7,804,459 |
|    | 1 社会福祉費     | 3,662,510 | 9,975  | 3,672,485 |
|    | 3 生活保護費     | 437,522   | 1,798  | 439,320   |
| 4  | 衛生費         | 3,425,998 | △2,454 | 3,423,544 |
|    | 1 保健衛生費     | 788,340   | △4,775 | 783,565   |
|    | 2 清掃費       | 1,669,706 | 2,321  | 1,672,027 |
| 5  | 労働費         | 64,522    | 2,623  | 67,145    |
|    | 1 労働諸費      | 64,522    | 2,623  | 67,145    |
| 6  | 農林水産業費      | 341,860   | 1,268  | 343,128   |
|    | 1 農業費       | 255,897   | 1,268  | 257,165   |
| 7  | 商工費         | 951,098   | △2,977 | 948,121   |
|    | 1 商工費       | 951,098   | △2,977 | 948,121   |
| 8  | 土木費         | 3,113,501 | △2,644 | 3,110,857 |
|    | 1 土木管理費     | 317,148   | △2,644 | 314,504   |
| 9  | 消防費         | 5,100,144 | 13,405 | 5,113,549 |
|    | 1 消防費       | 5,100,144 | 13,405 | 5,113,549 |
| 10 | 教育費         | 3,855,418 | 17,432 | 3,872,850 |
|    | 1 教育総務費     | 1,020,787 | 3,352  | 1,024,139 |
|    | 2 小学校費      | 313,500   | 10     | 313,510   |
|    | 3 中学校費      | 1,228,314 | 11,385 | 1,239,699 |

| 款       | 項       | 補正前の額      | 補 正 額   | 計          |
|---------|---------|------------|---------|------------|
|         |         | 千円         | 千円      | 千円         |
|         | 4 幼稚園費  | 719,746    | 478     | 720,224    |
|         | 6 社会教育費 | 316,148    | 2,207   | 318,355    |
| 12      | 公債費     | 1,609,053  | 189,719 | 1,798,772  |
|         | 1 公債費   | 1,609,053  | 189,719 | 1,798,772  |
| 歳 出 合 計 |         | 29,583,451 | 266,512 | 29,849,963 |

第 2 表 債務負担行為補正  
追 加

(単位 千円)

| 事 項                            | 期 間              | 限 度 額   |
|--------------------------------|------------------|---------|
| 議場システム機器リース料                   | 令和 8 年度～令和 12 年度 | 9,135   |
| 老人福祉センター指定管理業務                 | 令和 7 年度～令和 12 年度 | 33,830  |
| ふれあい交流館指定管理業務                  | 令和 7 年度～令和 12 年度 | 44,955  |
| 湖西市消防防災センター第 2 期建設<br>工事（解体工事） | 令和 8 年度まで        | 200,000 |
| 小松楼まちづくり交流館指定管理業<br>務          | 令和 7 年度～令和 12 年度 | 20,032  |
| 複合運動施設指定管理業務                   | 令和 7 年度～令和 12 年度 | 875,000 |

第3表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

| 起債の<br>目 的  | 変 更 前   |            |                                                                                                                                                  | 変 更 後   |            |                                                                                                                                                  | 償還の<br>方 法                                                                                                          |
|-------------|---------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | 限 度 額   | 起債の<br>方 法 | 利 率                                                                                                                                              | 限 度 額   | 起債の<br>方 法 | 利 率                                                                                                                                              |                                                                                                                     |
| 中学校施設維持補修事業 | 553,300 | 証 書<br>借入等 | 5.0 % 以<br>内 (ただ<br>し、利率<br>見直し方<br>式で借り<br>入れる政<br>府資金及<br>び地方公<br>共団体金<br>融機構資<br>金につい<br>て、利率<br>の見直し<br>を行った<br>後におい<br>ては当該<br>見直し後<br>の利率) | 561,800 | 証 書<br>借入等 | 5.0 % 以<br>内 (ただ<br>し、利率<br>見直し方<br>式で借り<br>入れる政<br>府資金及<br>び地方公<br>共団体金<br>融機構資<br>金につい<br>て、利率<br>の見直し<br>を行った<br>後におい<br>ては当該<br>見直し後<br>の利率) | 借入先の<br>融資条件<br>による。<br>ただし、<br>市財政の<br>都合によ<br>り償還期<br>限を短縮<br>し、若し<br>くは繰上<br>償還又は<br>低利に借<br>り換える<br>ことがで<br>きる。 |

第4表 繰越明許費

(単位 千円)

| 款     | 項     | 事 業 名                             | 金 額     |
|-------|-------|-----------------------------------|---------|
| 9 消防費 | 1 消防費 | 防災推進事業<br>(津波避難施設整備事業補助金)         | 6,335   |
|       |       | 消防総務費<br>(湖西市消防防災センター第2期建設工事設計業務) | 27,544  |
|       |       | 通信指令装置・消防救急無線整備事業                 | 414,790 |



## 議案第 77 号

### 令和 7 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,938 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,491,616 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款       | 項     | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|---------|-------|-----------|--------|-----------|
|         |       | 千円        | 千円     | 千円        |
| 7       | 繰越金   | 50,000    | 12,938 | 62,938    |
|         | 1 繰越金 | 50,000    | 12,938 | 62,938    |
| 歳 入 合 計 |       | 5,478,678 | 12,938 | 5,491,616 |

歳 出

| 款       | 項            | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|---------|--------------|-----------|--------|-----------|
|         |              | 千円        | 千円     | 千円        |
| 9       | 諸支出金         | 29,406    | 12,938 | 42,344    |
|         | 1 償還金及び還付加算金 | 29,405    | 7,823  | 37,228    |
|         | 2 繰出金        | 1         | 5,115  | 5,116     |
| 歳 出 合 計 |              | 5,478,678 | 12,938 | 5,491,616 |

## 令和 7 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 7 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 72,380 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,603,539 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款       | 項     | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|---------|-------|-----------|--------|-----------|
|         |       | 千円        | 千円     | 千円        |
| 8       | 繰越金   | 2         | 72,380 | 72,382    |
|         | 1 繰越金 | 2         | 72,380 | 72,382    |
| 歳 入 合 計 |       | 4,531,159 | 72,380 | 4,603,539 |

歳 出

| 款       | 項            | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|---------|--------------|-----------|--------|-----------|
|         |              | 千円        | 千円     | 千円        |
| 7       | 諸支出金         | 1,812     | 72,380 | 74,192    |
|         | 1 償還金及び還付加算金 | 1,811     | 26,526 | 28,337    |
|         | 2 繰出金        | 1         | 45,854 | 45,855    |
| 歳 出 合 計 |              | 4,531,159 | 72,380 | 4,603,539 |

第2表 債務負担行為 (単位 千円)

| 事 項                                | 期 間          | 限 度 額 |
|------------------------------------|--------------|-------|
| 老人福祉センター管理業務<br>(高齢者の介護予防等に関する業務分) | 令和7年度～令和12年度 | 350   |

## 議案第 79 号

### 令和 7 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第 1 号）

令和 7 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,731 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,055,186 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

| 款       | 項               | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|---------|-----------------|-----------|--------|-----------|
|         |                 | 千円        | 千円     | 千円        |
| 3       | 繰入金             | 200,336   | 594    | 200,930   |
|         | 1 一般会計繰入金       | 200,336   | 594    | 200,930   |
| 4       | 繰越金             | 1         | 11,794 | 11,795    |
|         | 1 繰越金           | 1         | 11,794 | 11,795    |
| 5       | 諸収入             | 1,651     | 343    | 1,994     |
|         | 2 保険料還付金及び還付加算金 | 1,600     | 343    | 1,943     |
| 歳 入 合 計 |                 | 1,042,455 | 12,731 | 1,055,186 |

歳 出

| 款       | 項            | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|---------|--------------|-----------|--------|-----------|
|         |              | 千円        | 千円     | 千円        |
| 1       | 総務費          | 54,203    | 594    | 54,797    |
|         | 1 総務管理費      | 51,006    | 594    | 51,600    |
| 2       | 広域連合納付金      | 986,647   | 11,139 | 997,786   |
|         | 1 広域連合納付金    | 986,647   | 11,139 | 997,786   |
| 3       | 諸支出金         | 1,605     | 998    | 2,603     |
|         | 1 償還金及び還付加算金 | 1,600     | 343    | 1,943     |
|         | 2 繰出金        | 5         | 655    | 660       |
| 歳 出 合 計 |              | 1,042,455 | 12,731 | 1,055,186 |

議案第 80 号

令和 7 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度湖西市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目）         | （既決予定額）        | （補正予定額）    | （計）            |
|---------------|----------------|------------|----------------|
|               | 支              | 出          |                |
| 第 1 款 下水道事業費用 | 1, 245, 853 千円 | 25, 000 千円 | 1, 270, 853 千円 |
| 第 1 項 営業費用    | 1, 095, 904 千円 | 25, 000 千円 | 1, 120, 904 千円 |

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

議案第 81 号

令和 6 年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度湖西市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之



議案第 82 号

令和 6 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳  
出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

議案第 83 号

令和 6 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

議案第 84 号

令和 6 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入  
歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

議案第 85 号

令和 6 年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度湖西市公共下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

## 令和 6 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 6 年度湖西市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議決を求めるとともに、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度湖西市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

## 議案第 87 号

### 令和 6 年度湖西市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度湖西市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

湖西市長 田 内 浩 之